

近世非領国地域の通婚圏について

川 口 洋

はじめに

矢守一彦¹⁾、服部昌之²⁾、山澄元³⁾によって展望された「歴史的領域」、あるいは、「歴史的地域」をめぐる研究は、近年具体的成果をあげつつある。筆者は、これを生活空間のフレームワークを追求する研究であると理解している。

本稿で筆者が研究対象とする江戸時代に限定すると、藩政村を「基礎地域」⁴⁾とみなし、それより高次の歴史的領域については、領国地域⁵⁾と非領国地域を区分しながら研究が展開した。領国地域では、中間的な歴史的領域の存在を認めつつ、しかし何よりも、「一応完結せる封鎖的なく政治的境域」⁶⁾であった藩政村フレームワーク⁷⁾とみなすべき点が主張された⁸⁾。その重要な論拠の1つとなったのが、鈴木栄太郎⁹⁾、内田秀雄¹⁰⁾の通婚圏に関する論文である。一方、非領国地域¹¹⁾については、郷・荘¹²⁾、大庄屋組がフレームワークとして取り上げられた。

しかしながら、これらの研究の大半が支配機構からの一面的な分析に止まっており、通婚圏を指標とした研究以外は、一般住民がいかなる歴史的領域の影響を強く受けて、彼らの生活空間を組織していたか、という点に関しては、考察されることが少なかった。千葉徳爾¹²⁾の指摘のように、幕藩体制の支配者側からみた空間構造と、被支配者側からみたそれとは峻別すべきである。

筆者はすでに、一般住民の側から「歴史的領域」論を補完する意図のもとに、通婚圏を指標として、摂津国武庫郡上瓦林村を事例に考察した¹³⁾。婚姻は、比較的支配者側の規制を受けにくく、誰でも経験す

る人生儀礼であり、通婚圏内では、頻繁な日常的交渉がもたれていた。したがって、通婚圏は一般住民の生活空間を端的に表わす指標であると判断した。検討の結果、上瓦林村において、村内婚率は江戸時代を通じて婚姻に関して封鎖的とは言えない数値を示し、村外婚の空間的広がり¹⁴⁾に影響を与える因子として、藩領、郡、大庄屋組、助郷、庄等の政治的境域、自然的障害ではなく、市場圏等の一般住民の生活と密接にかかわる空間組織が抽出された。

もとより前稿は、非領国地域の中でも、商品経済が発達していた農村の事例研究にすぎず、この結果を藩政村の通婚圏一般にあてはめることはできない。江戸時代の一般住民が、いかなる歴史的領域の影響を受けて通婚圏を形成し、それがどのように変化したか、という課題を、ある程度一般的に追求するには、①婚姻に関する藩政村が封鎖的であった、との定説の検討、②非領国地域の中でも、商品経済の浸透時期が比較的遅れた農村の事例研究、③領国地域の村落の事例研究、が前稿に残された課題であった。本稿では、①、②について前稿を補足、展開する。

I 村内婚に関する従来の研究と問題の所在

村内婚に関する研究は、以下3系統に大別できる。

- (A) 村落共同体の理念型の構成要素として封鎖性を認識し、村内婚率の年次変化を指標として、村落共同体の崩壊過程をたどろうとした研究。
- (B) 社会的階層が村内婚にどのように反映しているかを研究したもの。

(C) 集落を地域的機能類型によって分類し、各々の封鎖性を比較した研究。

(A) については、小山隆等¹⁴⁾が、幕末から明治、大正、昭和にかけて、村内婚率が減少していった事例を示した。蒲生正男¹⁵⁾が示した長崎県上県郡鰐浦等の例外はあるにしても、幕末以降の村内婚率の減少は、ほぼ全国的な現象であるとみてよい。中村治兵衛¹⁶⁾は、「村落の孤立封鎖性の崩壊」、関口武・森藤勝元¹⁷⁾は、「村落有機体の崩壊」と各々この事例を評価した。さらに、関口武・森藤勝元¹⁸⁾は、「村落が完全な全体であり、有機体であった際には、通婚も当然その中に於て賄われていた筈である。」という仮説を述べた。

一方、民俗学の立場から中山太郎等¹⁹⁾が、若者組の婚姻に関する統制と理解し得る習俗が各地に存在することを示した。有賀喜左衛門²⁰⁾は、これらの習俗から、過去にさかのぼる程、村外婚を若者組が規制する力が強かったと考え、「近世から中世に遡るに従い、武士諸侯の分国制の制約をも受けて、一般村民が村内婚を普通としていたと考えてよい。」という仮説を述べた。

以上の仮説は、徳田彦安の近世の社会慣習や法制史上の通婚の地域的制限に関する論文²¹⁾、服部治則²²⁾が示した幕末から明治初期にかけての隔絶山村の村内婚率が100%に近かった事例とあいまって、現在定説となっている。

しかしながら、この仮説が提起された後に発表された、江戸時代の村内婚率を求めた研究では、仮説とは異なる結論が得られた。すなわち、宮川満²⁴⁾、荒居英次²⁵⁾、溝口常俊²⁶⁾、および、筆者は、宗門人別帳等を史料として、村内婚率が6割を切る値で一定していた事例を紹介した。

だが、先の仮説に反論し、江戸時代の村内婚率の年次変化について一般的傾向を導びくには、①事例が少ないこと、②荒居英次、溝口常俊の用いた史料では、村外への婚出者が不明であること、③村落共

同体や若者組との関連が考察されていないこと、以上3点のために、一層の考察を必要とする。

(B) については、瀬川清子等²⁸⁾が、村外婚が村落上層に多かった、すなわち、村落の封鎖性を破る主体が上層階級であった点を指摘した。しかし、溝口常俊²⁹⁾は、江戸時代中期には、村内上層間での通婚³⁰⁾がむしろ多かったとしている。また筆者は、村外婚は身分・階層とは無関係に頻繁であり、遠方婚が村落下層にも多い事例を示した。これについては、村落規模が関係すると思われるが、定見を得ていない。

(C) については、井戸庄三等³¹⁾が、山村、漁村の村内婚率が高く、都市、農村の村内婚率が低いことを立証した。

次節では、(A)をめぐる問題の解明を図る。すなわち、関口武・森藤勝元、有賀喜左衛門以来の定説の是非を問い、「基礎地域」たる藩政村が、婚姻に関しても封鎖的な性格を持っていたか否かを検討する。

II 江戸時代の村内婚について

あらためて関口武・森藤勝元の仮説をみると、②幕末以降の村内婚率の減少は、それ以前に始まる、①「村落が完全な有機体であった」³²⁾時期が存在する、という2つの前提条件を基礎に、①の時期には「通婚も当然その中に於て賄われていた」としている。

まず、②については、従来の研究で、1村について江戸時代から現在まで村内婚率の年次変化を求めたものはない。しかし、少なくとも前節で示したように、江戸時代のある時期まで村内婚率が100%に近い値を取り、次第に減少していくような変化を示す集落は検出されていない。

いっぽう、「村落が完全な有機体であった際」というのは、おそらく、人や物の出入のない封鎖的な強固な村落共同体の存在した時期という意味だと思われる。しかし、藩政村一般について言えば、「完全な有機体」である村落、言い換えれば白井二尚³⁴⁾

示した村落共同体の理念型の構成要素を満たす村落の存在には疑問が残る。藩政村は、中村吉治の「土地所有農家の独立性が強まったこと、その進歩に適應する水利や山野利用、労働などの共同組織が分化してきて、地域的に一かたまりになっている家がすべてにわたって共同するのではなく、水利のための家と山野のためのそれとは一致しないことが生じ、どの家もすべてについて他の家々と共同するとはかぎらなくなってきた。」³⁵⁾ また、「近世の村落は、制度の村、家の集合体、家の共同組織、と三つに分けてみなければならない。」³⁶⁾ とする説が一般的である。つまり、岩本由輝が述べているように、自然村と村落共同体とは峻別すべきである。また、人や物の移動に関しても、特殊な隔絶集落以外は、完全に封鎖的であったとは考えられない。

³⁸⁾ 前稿で取り上げた撰用上瓦林村は、役人制と宮座に関する観念的な共同体的規制しか存在せず、広い流通圏を持つ集落の事例である。ここでは、江戸時代を通じて村内婚率は、5～21%を占める。また、⁴⁰⁾ 荒居英次が取り上げた房州相浜村は、経済的基盤である村総有の漁場の共同管理・使用を中心として、村寄合、村役人制が共同体的規制の発動にあたり、漁獲物は江戸へ送り、また、純漁村であるため、当然ある程度の流通圏が想定できる場合の事例である。共同体的規制が相浜村のように経済的基盤にまでおよぶ強固なものである場合も、村内婚率が41～48%と、それ程高くないことは注目すべきである。溝口⁴¹⁾ 常俊が示した甲州西野村は、筆者の聞き取りによると、現在でも親分子分関係が存在するが、それでも、村内婚率は、江戸時代中期を通じて50%内外である。

以上のように、関口武・森藤勝元の仮説の前提条件となる、㉔、㉕、ともに疑問が多い。

一方、有賀喜左衛門は、㉖日本中に普遍的に若者組の村外婚を規制すると理解されてきた習俗が存在した、㉗そのような習俗が存在する村落の村内婚率は、100%に近い、という前提条件をもとに、近世、

中世と遡るに従って一般村民は村内婚を普通としていた、という仮説を示した。

⁴²⁾ 前稿で示した文化庁の資料によれば、⁴³⁾ 昭和37～39年の調査集落のうち、若者組が婚姻に関する何らかの機能を有している集落は、むしろ少数である。また、若者宿、娘宿についても、全国的にみると極めて少ない。なお、上瓦林村、西野村は、若者組が婚姻に関する機能を有していない場合の事例である。

若者組の婚姻統制と理解される習俗には、ワカモノザケ、サカキソリ、ウマザケ、水掛銭のような儀礼的なものから、ナワハリ、ミチツクリ、ヨメヲシミヤ、京都府何鹿郡志賀村のように、「他村の者と知通ずる男女があれば、その一組の男女を捉えて、⁴⁴⁾ 白昼裸体にし、兩人を囃し歩かせる」ような実質的な制裁だと理解されるものにいたるまで、様々である。ここでは、荒居英次によって、18世紀後半の村内婚率が算出され、瀬川清子によって、若者組の習俗が報告されている千葉県安房郡富崎村相浜を事例にあげる。

相浜には、瀬川清子によると「他村の男がこちらの村の娘と親しむと、捉えて談判に行つてサケパンかけさせる。前もって酒を出させて侵入するのを許すようなことはあるはずがない。みつかったが最後、ドラブッタといい、気を失うほど打つた上に『ノミンデァ、クインデァ』といって、茶屋から酒肴をとって食つて、代を払わせる。千八百両つかわれた人がある。」⁴⁵⁾ という実質的な制裁と思われる習俗がある。

⁴⁶⁾ しかしながら、荒居英次によれば、明和9年から享和2年までの村内婚率は、41～48%である。ただ、この値は、婚入者のみのもので、婚出者を加えるともう少し低い値になると思われる。制裁的な色彩の濃い習俗を残している相浜でさえ、村内婚率は有賀喜左衛門の言うようには高くない。

前述の諸習俗は、婚姻統制と考えるよりも、天野武が言うように、「仲間の婚姻成立に承認を与える

一態様であり⁴⁷⁾、むしろ、「祝意が潜められていたり、行き過ぎから弊害を伴ったりはしたが、こうした内容はあくまで現象の一面であったに過ぎない⁴⁸⁾」と理解する方が妥当である。

以上の考察により、関口武・森藤勝元、有賀喜左衛門の仮説には、仮説が成立するための前提条件に問題が多いため、疑問が少なくない。筆者は、江戸時代の村内婚率は、一部隔絶村落を除けば、それ程高い値を取らなかったと考える。

Ⅲ 村外婚に関する従来の研究と問題の所在

村外婚の空間的広がりについては、圏域の広さ、形態、構造の定量的究明は十分ではない⁴⁹⁾。村落社会学における通婚圏研究の目的が、「直接的には通婚の行なわれている範囲の広狭の程度の把握並にそれについての時間的変遷等を主として究明せんとする⁵⁰⁾」ところにあつたため、村内婚に関する研究は、蓄積があるにもかかわらず、村外婚には関心がはられなかった。しかしながら、「歴史的領域」論を一般住民の立場から補完する、という観点からすれば、むしろ、村外婚の空間的広がり重要である。

村外婚に関する研究は、2系統に整理できる。

〔Ⅰ〕距離の制限に関する研究

〔Ⅱ〕各種政治的境域が通婚圏におよぼす影響を論じた研究

〔Ⅰ〕については、瀬川清子等⁵¹⁾が、当該村落から半径2～5里の圏域内で通婚が完結している事例を示した。池野茂等は、これを精密化して、当該村落から半径1里以内の集落との通婚が全体の60%内外を占め、2里圏内ではほぼ完結している事実を明らかにした。

〔Ⅱ〕については、伊藤俊夫⁵³⁾、小山隆等⁵⁴⁾が、当該村落と同一郡内に通婚圏がまとまっている点を示した。特に鈴木栄太郎は、同一距離圏内であっても「郡の境界と旧幕時代の領邑の境界が最も決定的に

通婚圏の範囲を定めて居る⁵⁵⁾」としており、内田秀雄⁵⁶⁾もかかる事例を示している。これに対して、井戸庄三⁵⁷⁾、荒居英次⁵⁸⁾は、政治的境域がそれほど通婚圏に影響していない事例を示した。

他にも、自然的障害の影響を論じた研究や、当該村落の生業との関係を述べた研究⁶⁰⁾、市場圏との重層関係を指摘した論文⁶¹⁾がある。

さて、従来の研究では、村外婚の空間的広がりを説明するために、極めて分析的に1つの因子のみを重視する傾向が強い。これは、分析手法として地域内婚率が用いられてきたことによる。地域内婚率による分析では、たとえば、藩領の内での地域内婚率が高ければ、研究対象集落の通婚は藩領内ではほぼ完結していた、と言うことはできる。しかし、同じ藩領内であっても研究対象集落と通婚関係のなかった集落についても検討し、その理由を考慮しなければ、通婚圏の空間的広がりに影響した因子（通婚圏規制因子）として藩領のみを取り上げることはできない。八木佐市が述べているように、様々な因子を総合的に検討し、研究対象村落と通婚関係のない集落も考慮して、いずれの因子がどの程度通婚圏に影響しているかを考察しなければならない。

本稿では、以上の点を克服するために、数量化Ⅱ類によって、研究対象集落との通婚関係の有無の判別を試み、ついで、数量化Ⅰ類によって、通婚件数に影響を与えた因子を抽出する。

数量化理論を用いる理由は、取り上げた因子（説明変数）と、通婚関係の有無、通婚件数(外的規準)の相関を、総合的・客観的に検討できるからである。

Ⅳ 研究対象地域——下野国河内郡町田村について——

研究対象地域として、下野国河内郡町田村（現在、栃木県南河内町大字町田）を選択した。

町田村は、田川右岸、上三川、石橋、小金井へ各各1里、宇都宮へ4里の位置にある。田川、姿川流

域には、洪積台地が発達している。町田村は、江戸時代を通じて秋田藩に属していた。秋田藩は、河内郡内の8ヶ村を領有しているが、他領との交錯が著しいので、非領国地域に位置づけられる。江戸時代中・後期の人口は、図1にみられるように、200人前後であり、急激な変化はみられない。

町田村で肝煎を務めていた後藤清二家の所蔵文書には、江戸時代に商品作物(干瓢、朝鮮人参、棉等)

の導入を示す史料が存在せず、近隣村落も米作地域とされている⁶³⁾ので、町田村もかかる村落であったと推測される。村高は、551石である。貢米は、思川の半田河岸、嶋田河岸、三拜河岸から津出ししていた。肥料の購入先等は不明である。

なお、後藤清二氏の談話によると、町田村には、若者宿、娘宿、あるいは、村外婚を忌む習俗は存在しない。

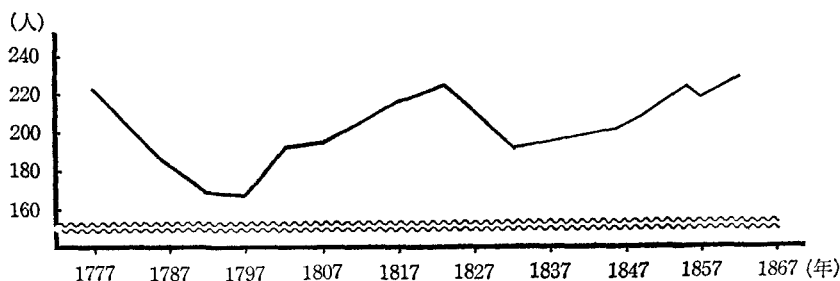


図1 下野国河内郡町田村の人口変動(後藤清二家文書より作成)

表1 下野国河内郡町田村の通婚圏の変遷

	秋田藩領内	河内郡内	小金井宿助郷圏内	距離圏			
				$x \leq 1$ 里	$1 \text{里} < x \leq 2$ 里	$2 \text{里} < x \leq 4$ 里	$4 \text{里} < x$
第1期 (1777年~1803年)	13件 (21%)	38件 (62%)	27件 (44%)	32件 (52%)	16件 (26%)	8件 (13%)	5件 (19%)
第2期 (1804年~1831年)	21件 (32%)	45件 (68%)	33件 (50%)	36件 (55%)	19件 (29%)	11件 (17%)	0件 (0%)

(注) 第1期の通婚件数は、61件、第2期の通婚件数は66件である。

x は、町田村からの直線距離である。

表2 町田村から4里圏内の集落のうち、通婚関係のある集落と、ない集落の判別分析の結果

アイテム	第1期	第2期
自然的障害(3)	0.296	0.315
井組(2)	0.180	0.145
所領(2)	0.146	0.136
助郷(2)	0.067	0.148
郡(2)	0.027	0.120
距離(3)	0.012	0.077
相関比	0.351	0.391

(注) 林知己夫の数量化理論Ⅱ類の結果による。

アイテムと外的基準の偏相関係数を示した。カッコ内は、カテゴリー数である。

計算は、筑波大学学術情報処理センター設置の大型計算器を用いた。

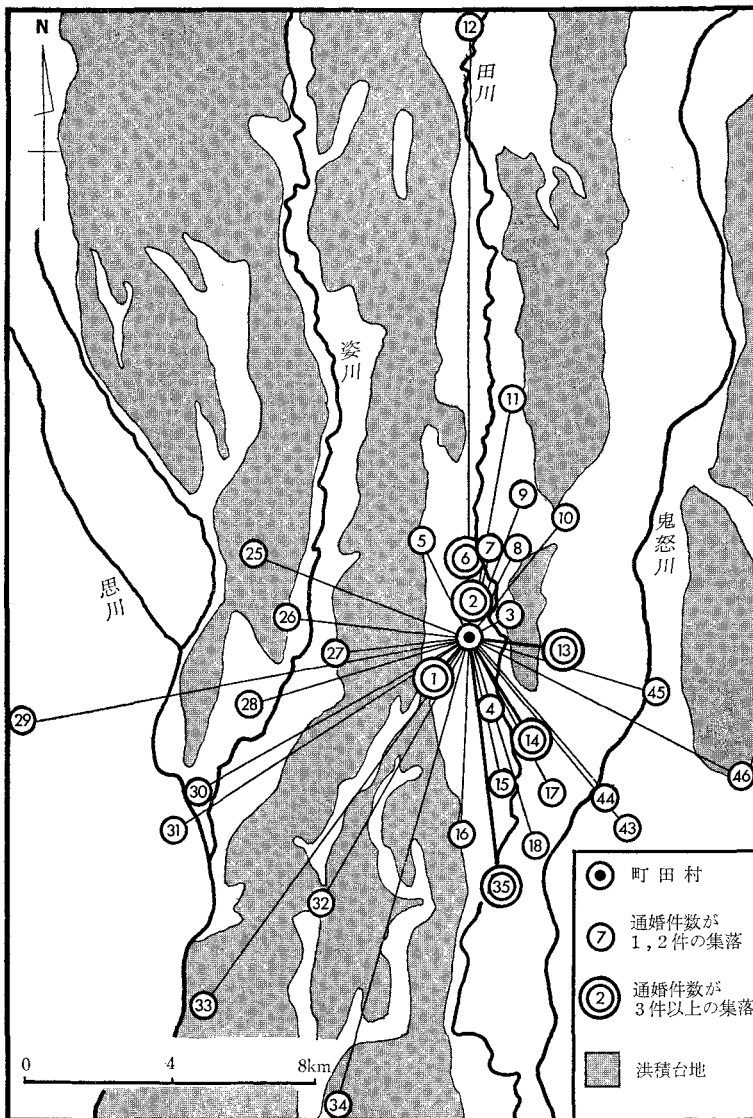
V 下野国河内郡町田村の村外婚の空間的広がり

町田村後藤清二家は、安永6年から明治2年まで、63冊の「生人入人出人死人指引帳」が所蔵されている。このうち継年的に分析が可能な史料は、安永6

年から天保2年までの計55冊である。これを、約1世代づつ2分割して分析する。図2、図3は、それぞれ第1期(1777年~1803年)、第2期(1804年~1831年)の通婚圏を示したものである。

最初に、従来から行なわれている地域内婚率を求める手法によって考察を進める。表1は、秋田藩領、河内郡、小金井宿助郷圏、および、距離圏ごとの地域内婚率の継年変化を求めたものである。この表から、以下4点を指摘することができる。

- ①町田村が属している秋田藩の所領内で通婚が限定される事實は、2世代を通じてみられない。
- ②河内郡内、小金井宿助郷圏内での地域内婚率が高い。
- ③第2期には、秋田藩所領内、河内郡内、小金井宿助郷圏内の地域内婚率が若干高くなる。
- ④町田村の通婚圏は、2世代を通じて4里圏内ではほぼ完結しており、特に1里圏内の集落との通婚が多い。



地図番号・集落名対照表

集落名		番号
河内郡	薬師寺	①
	成田	②
	五分一	③
	文狭	④
	多功	⑤
	築	⑥
	河中生	⑦
	蒲生	⑧
	上三	⑨
	石川	⑩
	宇都宮	⑪
	坂ノ上	⑫
	磯坪	⑬
	絹板	⑭
	吉田	⑮
	下田	⑯
	仁良	⑰
	山谷	⑱
	山賀	⑲
	願城	⑳
	西	㉑
	藤井	㉒
	橋根	㉓
	関子	㉔
河和	㉕	
今泉	㉖	
飯塚	㉗	
桶田	㉘	
出井	㉙	
稲葉	㉚	
小田	㉛	
延林	㉜	
石島	㉝	
下高	㉞	
小橋	㉟	
王井	㊱	
上生	㊲	
古山	㊳	
田	㊴	
芳賀郡	大田	㊵
	大泉	㊶
	谷貝	㊷
	谷田	㊸
	大貝	㊹
	大法	㊺
	曾	㊻
	寺	㊼

図2 下野国河内郡町田村の通婚圏(1777~1803年)(後藤清二家文書より作成)

以上の分析からでは、村外婚の空間的広がりを規制する因子として何が重要であったか、という問題を解決することはできない。そこで、次に、上述の④に基づいて、町田村から4里圏内の集落のうち、通婚関係のある集落とない集落は、いかなる因子の影響によるのか、数量化Ⅱ類によって判別分析を行った。なお、対照群として、2世代を通じて町田村と通婚関係のない36ヶ村を無作為抽出した。⁶⁴⁾ 外的規準は通婚関係の有無、説明変数は、自然的障害、⁶⁵⁾

⁶⁶⁾ 井組、⁶⁷⁾ 所領、⁶⁸⁾ 助郷、⁶⁹⁾ 郡、⁷⁰⁾ 距離の6アイテム、14カテゴリーである。(表2)

表2によると、説明変数としてあげた6アイテムでは、4里圏内の集落と町田村との通婚関係の有無は、判別できない。しいて言えば、川という自然的障害が、通婚関係を結ぶのに若干の障害となっているのみである。つまり、鈴木栄太郎、内田秀雄が指摘した、同一距離圏内にあっても所領や郡の境が通婚を規制するという事実は、町田村の場合にはあて

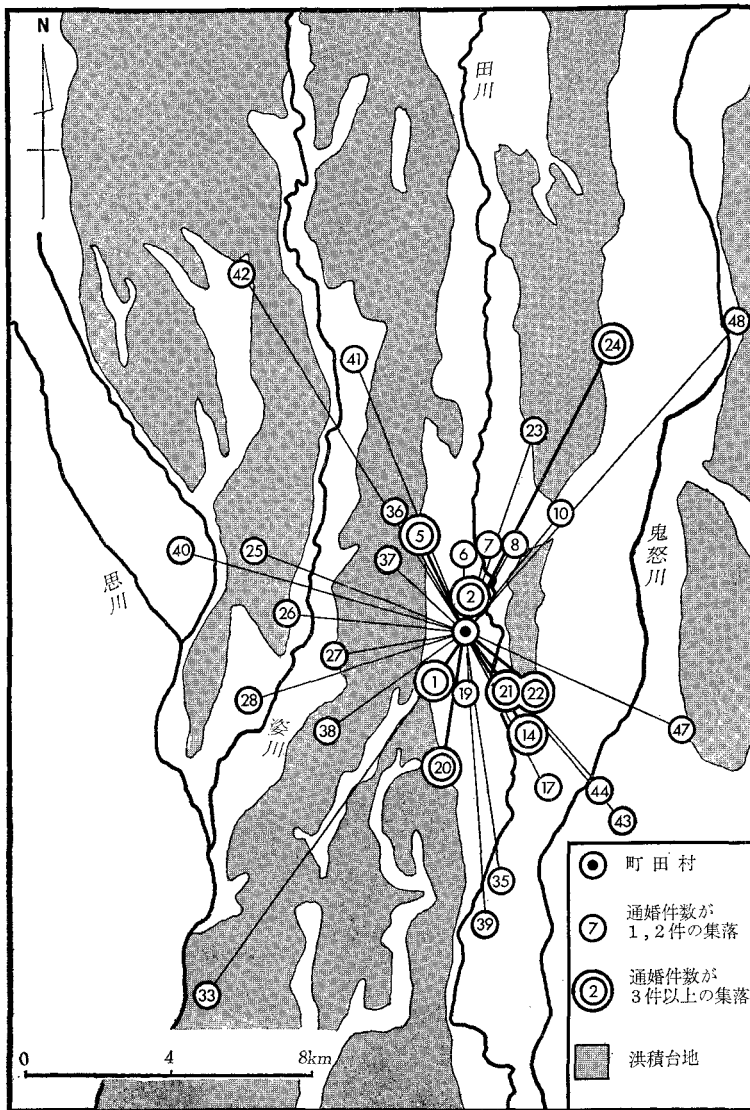


図3 下野国河田郡町田村の通婚圏(1804~1831年) (後藤清二家文書より作成)

表3 町田村と通婚関係のある村の重回帰分析の結果

アイテム	第1期	第2期
井組(2)	0.884	0.559
距離(3)	0.452	0.115
助郷(2)	0.432	0.000
所領(2)	0.130	0.144
自然的障害(3)	0.112	0.036
郡(2)	0.007	0.229
重相関係数	0.944	0.789

(注) 林知己夫の数量化理論I類の結果による。アイテムの外的基準の偏相関係数を示した。カッコ内は、カテゴリ数である。計算は、筑波大学学術情報処理センター設置の大型計算器を用いた。 x は、町田村からの直線距離である。

アイテム	カテゴリー	カテゴリースコア	
		第1期	第2期
井組	1. 四ヶ村大堰に所属	7.20	4.26
	2. その他	-0.22	-0.28
距離	1. $x \leq 1$ 里	0.43	0.15
	2. $1 \text{里} < x \leq 2$ 里	-0.20	-0.18
	3. $2 \text{里} < x \leq 4$ 里	-0.33	0.12
助郷	1. 小金井宿助郷圏内	0.48	0.00
	2. その他	-0.18	-0.00
自然的障害	1. 川をわたらない	-0.09	-0.04
	2. 川を1つわたる	0.05	0.05
	3. 川を2つ以上わたる	0.04	-0.07
郡	1. 河内郡内	-0.00	0.35
	2. 他郡	0.00	-0.35
所領	1. 秋田藩所領内	0.28	0.71
	2. 他領	-0.03	-0.10

はまらない。

次に、通婚関係のあった集落との通婚件数は、いかなる因子の影響を受けていたのか、数量化I類によって、重回帰分析を試みた(表3)。その結果、町田村との通婚件数は、前述の6アイテム、14カテゴリーで、ほとんど説明可能となり、〔重相関係数:

0.944(第1期), 0.789(第2期)〕, 第1期は井組, 距離, 助郷, 第2期は井組, 郡の影響が強いことがわかった。このうち, 距離, 助郷, 郡については, 第1期と第2期で偏相関係数が, かなり変動する。

2世代通じて影響の強いのは, 井組のみである。町田村と同一の井組に属するか否かが, 通婚件数に強い影響を持つことは, 特筆すべきである。すなわち, 町田村の一般住民は, 4里圏内にあっては, 所領, 郡, 助郷等の支配者側の空間組織や, 自然的障害, 距離といった自然環境よりも, 井組という, 社会, 経済生活と深くかかわる空間組織に影響されて通婚圏を形成していた, との仮説を提起することができる。

なお, 町田村, 薬師寺村, 田中村, 東根村は, 「四ヶ村大堰」と呼ばれる田川からの用水路の井堰を共同管理している。町田村は, 薬師寺村, 田中村とは, 2世代通じて通婚件数が多い。しかし, 東根村との通婚は, 2世代を通じてみられない。その理由として, ④東根村は, 4ヶ村の中で最下流に位置するため, 上流の町田村の住民が通婚関係を結ぶのを忌避した, ⑥研究対象とした2世代の間には, 偶然通婚がみられなかったが, 他の世代には通婚件数が多かった, ③東根村と町田村には, 争論等, 特殊な関係があった。以上3つの可能性が考えられる。後藤清二氏からの聞き取りによると, ④の伝承が存在する。しかし, ⑥, ③を裏づける史料, 伝承は, 得られなかった。しかし, 史料が散逸していることのみから, 東根村との通婚関係が2世代ともにみられない理由を⑥, ③に求める可能性を排除することはできない。

また, 第1期には, 上野国邑楽郡飯野村からの婚入があるが, このような遠方婚成立の背景についても明らかではない。

以上2点の例外的な場合の考察については, 計量分析の手法上の限界⁷⁾を埋める考察と合わせて, 今後の課題とする。

むすび

江戸時代の一般住民が、いかなる歴史的領域の影響を受けて、彼らの生活空間を組織していたのか、という課題を解決するために、通婚圏を指標として考察した。その結果、4点の結論を得た。

- ① 村内婚の傾向は、時代がさかのぼる程濃厚であった、との定説には疑問が多く、少なくとも藩政村の村内婚率は、定説程高い値を取るとは考えにくい。
- ② 町田村から4里圏内で、通婚圏はほぼ完結していた。
- ③ 4里圏内にあっては、郡、所領、助郷等の政治的境界、自然的障害、距離は、通婚関係の有無を、規制する主要因とはならない。
- ④ 町田村の一般住民にとって、通婚件数の多少に影響を与える重要な空間組織として、井組が抽出された。

以下、得られた結論から若干の展望を行なう。

従来、村落共同体の理念型の構成要素として封鎖性が取り上げられ、村内婚率の年次変化が、村落共同体の崩壊過程を計る指標とされた。本稿では、婚姻に関して、かかる封鎖性が少なくとも江戸時代には顕著でなかった可能性を述べた。しかし、婚姻に関して、別の意味で村落の封鎖性を計る指標が存在する。すでに大竹秀男⁷²⁾が示しているように、婚姻儀礼において村の構成員と共食をともなう習俗が大坂周辺⁷³⁾でみられ、少なくとも役家一般の習俗であったと推測できる。「基礎地域」たる藩政村の封鎖性の崩壊過程を論じる場合は、人や物の移動に関する、いわば物理的な封鎖性よりも、このような加入儀礼とも呼ぶべき習俗に代表される、いわば精神的な封鎖性に注目し、その変容過程を検討することが、むしろ重要である。

村外婚の空間的広がりについては、前稿、本稿ともに非領国地域の事例であり、鈴木栄太郎、内田秀

雄の取りあげた領国地域とは区別する必要がある。

しかし、少なくとも、藩領を通婚圏規制因子として認識するのは、再考を要する。尼崎藩でみられた他国他領との通婚規制に関する藩法が、禁止から届出制に移行する事例は、村上藩⁷⁴⁾、伊達藩等⁷⁵⁾においてほぼ期を一にしてみられる。また、彦根藩等⁷⁶⁾では、寛永期から届出制が取られている。尼崎藩において筆者が設定した仮説⁷⁷⁾が正しければ、以上の諸藩においても、他領との通婚は頻繁であったと推論できる。また、尼崎藩でみられたように、たとえ禁令があっても、住民がそれを厳守しているとは限らないのである。非領国、領国、いずれの地域においても事例の蓄積が必要である。

また、商品経済の浸透時期や地形の差異によって、通婚圏に影響する空間組織に、①下野国河内郡町田村、②摂津国武庫郡上瓦林村の少なくとも2つのケースの存在が確認された。商品経済の浸透が遅れ、洪積台地が発達した①では、4里圏内の集落は、いずれも潜在的に通婚関係を結ぶ可能性を持ち、井組が通婚件数に影響する因子として重要である。商品経済が早くから発達し、地形条件がほぼ均質な②では、4里圏内にあっても、距離、市場圏が通婚関係の有無に影響し、市場圏、井組が通婚件数の多少に深くかかわる。この2つのケースが、岩田慶治⁷⁸⁾の示すように、全国的に①→②へと変化するのか、個別集落で変化する時期はいつか、また、同一の時の断面では、各々いかなる地域を代表する事例であるのか、等の新たな課題も出現した。

「歴史的領域」論を一般住民の側から再検討する試みは、ようやく緒についたばかりである。通婚圏以外の指標によっても、生活空間のフレームワークを考察する必要がある。「地域」なるものが実在するならば、人間の空間行動は、「地域」なるフレームワークに閉じ込めることができるかもしれない。いずれにしても、残された課題は膨大である。他日を期すことにしたい。(筑波大学大学院)

〔付記〕 本稿は、1981年12月に、筑波大学に提出した卒業論文の一部である。論文作成にあたって御指導いただいた、筑波大学黒崎千晴先生、上笹恒先生にお礼を申し上げます。また、後藤清二氏御一家には、史料閲覧等、たいへんお世話になりました。ここには書ききれませんが、常に励まし、力づけてくれた多くの方々に感謝します。

〔注〕

- 1) 矢守一彦「政治的境域の歴史地理」(藤岡 謙二郎、水野時二、小池洋一、山崎謹哉、矢守一彦編著『歴史地理・郷土地理』大明堂、1958)
- 2) 服部昌之「歴史的地域の諸問題」広島女子短期大学研究紀要、12、1961
- 3) 山澄元「近世、明治初期における歴史的領域」人文地理、17—1、1965
- 4) 基礎地域概念は、水津一郎『社会地理学の基本問題』大明堂、1964、に詳しい。
- 5) 安岡重明「非領国について」同志社商学、13—2、1963、の概念に基づいている。
- 6) 矢守一彦「彦根藩における地方知行について」人文地理、9—6、1957、P.19
- 7) たとえば、矢守一彦『幕藩社会の地域構造』大明堂、1970、西村陸男編『藩領の歴史地理』大明堂、1968、などがあげられる。
- 8) 鈴木栄太郎『日本農村社会学原理』時潮社、1940
- 9) 内田秀雄「旧藩領行政区画の現代生活に及ぼせる影響」地理学報、5、1955
- 10) たとえば、山澄元「旗本領と近世の郷荘」史林、56—6、1973、などがある。
- 11) たとえば、上原秀明「近世後期甲斐国における〈組合村〉について」人文地理、32—4、1980、などがある。
- 12) 千葉徳爾「近世中期における駿河中部の地域構造」愛知大学総合郷土研究所紀要、23、1978
- 13) 拙稿「尼崎藩領西摂一農村の通婚圏」地域史研究、12—2、1983
- 14) 小山隆「村落に於ける婚姻と家系の調査」社会学、1、1933、他に、伊藤俊夫、瀬川清子、鈴木栄太郎、関口武・森藤勝元、中村治兵衛、山本登、青木治、山岡栄一、光川晴之、福武直、山口源吾、新陸人・小笠原真等が、同様の事例を示した。
- 15) 蒲生正男「鱒浦ムラ」(九学会連合対島共同調査委員会編『対島の自然と文化』古今書院、1954)他に、村武精一・坪井洋文等が、特殊な事例を示した。
- 16) 中村治兵衛「近畿農村の通婚圏」農業総合研究、2—2、1948、P.142
- 17) 関口武・森藤勝元「村落通婚圏に関する諸問題その1」地理学評論、19—8、1943、P.5
- 18) 前掲17) P.5
- 19) 中山太郎『日本若者史』春洋堂、1930。他に、柳田国男・大間知篤三、瀬川清子等の論文がある。
- 20) 有賀喜左衛門『日本婚姻史論』日光書院、1948、P.23
- 21) 徳田彦安「地域内婚制に就て」社会学雑誌、69、70、72、76、1930
- 22) 服部治則『親分子分と本分家』御茶の水書房、1978
- 23) 柳田国男監修『民俗学辞典』東京堂、1951、P.333、綾部恒雄「内婚制」(青山道夫、竹田且、有地享、江守五夫、松原治郎編『講座家族3、婚姻の成立』弘文堂、1973)、文化庁『日本民俗地区Ⅲ、信仰・社会生活』国土地理協会、1975、赤松啓介「村落共同体と性的規範 上・下」ドルメン、26、27、1980、等が、このような見解を取っている。
- 24) 宮川満『太閤検地論Ⅱ』御茶の水書房、1957
- 25) 荒居英次『近世日本漁村史の研究』新生社、1963
- 26) 溝口常俊「甲州における近世の通婚圏」歴史地理学会会報、95、1978
- 27) 前掲13)、他に、宮下美智子「農村における家族と婚姻」(女性史総合研究会編『日本女性史 第3巻近世』東京大学出版会、1982)がある。
- 28) 瀬川清子「遠方婚姻」(柳田国男編『山村生活の研究』民間伝承の会、1938)他に、有賀喜左衛門、前掲20)にも同様の指摘がある。
- 29) 前掲26)
- 30) 前掲13)
- 31) 井戸庄三「幕末・明治初期の通婚圏」歴史地理学会紀要、14、1972、他に、関口武・森藤勝元、青木治、山岡栄一、森川洋等も、同様の事例を示した。
- 32) 前掲17) P.5
- 33) 前掲17) P.5
- 34) 白井二尚「共同社会学」(東京大学社会学会編

- 『現代社会学の諸問題』弘文堂, 1949)
- 35) 中村吉治「村落」(日本歴史大辞典編集委員会編『日本歴史大辞典 6巻』河出書房, 1974) P. 302
- 36) 前掲35) P. 302
- 37) 岩本由輝『柳田国男の共同体論』御茶の水書房, 1978
- 38) 前掲13)
- 39) 今井林太郎・八木哲浩『封建社会の農村構造』有斐閣, 1955, 八木哲浩『近世の商品流通』塙書房, 1962, による。
- 40) 前掲25)
- 41) 前掲26)
- 42) 前掲13)
- 43) 文化庁『日本民俗地図Ⅲ, 信仰・社会生活』国土地理協会, 1975
- 44) 前掲20) P. 22
- 45) 瀬川清子『若者と娘をめぐる民俗』未来社, 1972, P. 457
- 46) 前掲25)
- 47) 天野武『若者の民俗』べりかん社, 1980, P. 184
- 48) 前掲47) P. 200
- 49) 合田栄作『通婚圏』大明堂, 1976, P. 185
- 50) 八木佐市「通婚圏調査に関する二三の問題」ソシオロジ, 2, 1953, P. 9
- 51) 瀬川清子「関東地方鄙村に於ける婚域と夫妻の年齢差について」社会学, 4, 1936, 他に, 中村治兵衛, 鈴木栄太郎が, 同様の事例を示した。
- 52) 池野茂「明治初期の婚姻圏に関するノート」関西学院高等部論叢, 14, 1968, 他に, 井戸庄三, 速水融, 森川洋, 近沢敬一, 溝口常俊が, 類似の結果を得た。
- 53) 伊藤俊夫「婚姻関係より見たる村落の Primary Group」社会学, 4, 1936
- 54) 小山隆「山間集落と家族構成」社会学, 4, 1936, 他に, 鈴木栄太郎, 青木治, 山岡栄一, 竹内利美等が, 同様の分析を行なった。
- 55) 前掲8)
- 56) 前掲9)
- 57) 前掲31)
- 58) 前掲25)
- 59) 前掲8), 26)
- 60) 瀬川清子『婚姻覚書』大日本雄弁会講談社, 1957
- 61) 黒崎千晴「地方的中小市場の商圈に関する一考察」新地理, 5-4, 1957, 石田浩「旧中国農村における市場圏と通婚圏」史林, 63-5, 1980
- 62) 前掲50)
- 63) 中山葉子「北関東における一村落地主の存在形態」下野史学, 11, 1961
- 64) 篠原, 東根, 落合, 三, 三本木, 鯉沼, 上川島, 谷貝新田, 上吉田, 別当河原, 東館, 三軒在家, 上郷, 小里, 東蓼沼, 柳林, 下大沼, 青田, 中里, 古山, 箕輪, 星ノ宮, 上大領, 下神主, 上台, 鞆堂, 西木代, 安塚, 池之森, 家中, 寄居, 松沼, 大光寺, 沖, 亀山, 以上36ヶ村を取り上げた。
- 65) 自然的障害として, 思川, 姿川, 田川, 鬼怒川を取り上げた。
- 66) 井組については, 後藤清二家文書「四ヶ村大堰普請斛帳」(文化3年), 「四ヶ村大堰枕斛帳」(嘉永6年)を参照した。
- 67) 所領については, 秋田県編『秋田県史第2巻』1964, P. 254~256, 後藤清二家文書「差上申済口証文(小金井宿助郷17ヶ村より道中奉行宛)」(享和1年), および, 「生人入人出人死人指引帳」に記載のある自領他領の区別を参照した。
- 68) 助郷については, 後藤清二家文書「差上申済口証文(小金井宿助郷17ヶ村より道中奉行宛)」(享和1年), および, 「天保9年~13町田村助郷人馬勤高書上帳」(天保14年)(栃木県史編さん委員会編『栃木県史, 史料編近世2』1976, P. 526~531)を参照した。
- 69) 郡については, 木村礎『旧高田領取調帳, 関東編』近藤出版, 1969, を参照した。
- 70) 町田村からの直線距離を計測した。
- 71) 数量化理論を含む多変量解析法は, あくまで事象と事象の相関を調べる手法であって, 因果関係を証明しているのではない。外的規準と説明変数との間に相関がみられないことは, 因果関係のない証明となり得る。しかし, 両者の相関が高かったとしても, 因果関係を立証するには, 「地域構造図」のような手法を用いて一層考察する必要がある。本稿では, あくまで「歴史的領域」論の補完を意図したので, 通婚圏形成のメカニズムまでは論じなかった。通婚圏形成のメカニズムを追求するには, 研究対象を個人のレベルまで下げる必要がある。しかし, 歴史的領域を解明するには,

- 1 村の住民を集团的に把握し、統計的手法によって分析するのが有効である。
- 72) 大竹秀男『封建社会の農民家族』創文社、1962、P. 52~54
- 73) 摂津国島上郡富田村、同国島下郡粟生村、同国川辺郡伊丹町、河内国丹北郡嶋泉村で、「祝儀帳」等の史料によって、このような習俗の存在を確認した。
- 74) 新潟県編『新潟県史 資料編 8、近世 3、下越編』1980、P. 224, 231
- 75) 宮城県史編纂委員会編『宮城県史 2、近世史』宮城県史刊行会、1966、P. 282
- 76) 滋賀県編『滋賀県史、第 5 卷、参考史料』清文堂、1972、P. 402, 423
- 77) 藩法を検討すると、尼崎藩では、1651 年から 1684 年までが他国他領との奉公養子、縁組禁止期間、1685 年以降は届出制に変化した期間であった。しかし、禁止期間中にも他領との養子、縁組が成立していることから、尼崎藩は、他国他領との奉公、養子、縁組禁止令が実行不可能とみて、届出制に切り替えた、と推測した。
- 78) 岩田慶治「家族と村落構成の変化過程」人文研究、3、4、1952